

記載例

届出書は楷書で丁寧に記入してください。 ※黒インク又はボールペンで書いて下さい。(消せるボールペンは使用しないで下さい。)

離婚届

届出年月日を記入して下さい。

令和元年 2月 25日届出

長 殿

受理	令和 年 月 日	発送	令和 年 月 日
第 号		長 印	
送付	令和 年 月 日		
第 号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附 票 住民票 通 知

住民登録している住所を記入してください。

(1) 氏名	夫 やちまた たろう	妻 やちまた はなこ
生年月日	昭和 38 年 5 月 10 日	昭和 43 年 4 月 20 日
住所	千葉県八街市八街ほ 同左	
本籍	千葉県八街市八街ほ 35番地 29	
父母及び養父母の氏名	父 八街 洋太 続き柄 長男	母 八街 加奈 続き柄 二女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の承諾 年 月 日承諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもとる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもとる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 千葉県八街市八街に 378番 1	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 八街 健一	
同居の期間	平成 年 3 月 から 平成 25 年 5 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	千葉県八街市八街ほ 35番地 29号	
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名押印	夫 八街 太郎	妻 八街 花子
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先

実父母及び養父母の現在の氏名を記入して下さい。 ※亡くなっても記入

夫婦に未成年の子がいる場合は、親権者をどちらか一方に決めてから、子の氏名を記入して下さい。

協議離婚の場合は夫妻両人が、裁判離婚の場合は申立人または提起者が婚姻中の氏名で署名してください(※押印は任意です。)

日中連絡の取れる連絡を必ず記入してください。

18歳以上の証人が2人必要です。必ず証人となる人が署名をして下さい。(※押印は任意です。)

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	八街 洋太	沖野 すみ
生年月日	昭和 50 年 9 月 25 日	平成 10 年 7 月 20 日
住所	千葉県八街市八街ほ 84番地 10号	千葉県佐倉市海隣寺町 97番地 号
本籍	千葉県八街市八街ほ 35番地 29号	千葉県山武市殿台 296番地 号

婚姻のとき氏が変わった方が記入します。
 ①婚姻前の氏にもどり、婚姻前の戸籍に戻る場合
 「もとの戸籍にもとる」にチェックし、**婚姻前の本籍、筆頭者氏名**を記入します。
 ②婚姻前の氏にもどり、新戸籍をつくる場合
 「新しい戸籍をつくる」にチェックし、**新本籍と新本籍の筆頭者氏名**を記入します。
 ③離婚後も旧姓にもとらず、婚姻中(現在)の氏を名乗りたい場合
 記入せずに、別の『離婚の際に称していた氏を称する届出』を併せて提出してください。

離婚届の書き方と注意

- お持ちいただくもの**
離婚届書および添付書類
本人確認できるもの(運転免許証・パスポートなど)
- 届書の枚数と添付書類**
離婚届書 1枚
裁判離婚の場合
 (1)調停離婚の場合→調停調書の謄本
 (2)審判離婚の場合→審判書の謄本と確定証明書
 (3)和解離婚の場合→和解調書の謄本
 (4)認諾離婚の場合→認諾調書の謄本
 (5)判決離婚の場合→判決書の謄本と確定証明書
- 届出人**
協議離婚の場合は夫と妻になります。
裁判離婚の場合は調停もしくは裁判の申立人又は訴提起者となります。
- 未成年の子について**
 離婚届が受理されても、夫妻の子は戸籍の変動がありませんので、離婚後の父(または母)と同じ戸籍に移動したい場合は、子の住所地の管轄の家庭裁判所に申し立てをしていただく必要があります。許可が得られましたら、審判書謄本および戸籍謄本(届出地と本籍が違う場合)を用意して入籍届を市区町村で提出していただけます。

未成年のお子さんがある場合、記入して下さい。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしをつけてください。(面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。(養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 未成年の子がいる場合に父母が離婚するときは、面会交流や養育費の負担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならぬこととされています。